

## 中海・宍道湖・大山圏域市長会補助金等交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、中海・宍道湖・大山圏域市長会（以下「市長会」という。）が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市長会が市長会以外の者に対して交付する補助金、利子補給金、事業共催の場合の負担金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者(補助事業等を行う者とその費用を支弁する者が異なるときは、その費用を支弁する者を含む。)をいう。
- (4) 間接補助金等 市長会以外の者がその者以外の者に対して相当の反対給付を受けないで交付する給付金のうち、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものをいう。
- (5) 間接補助事業等 間接補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (6) 間接補助事業者等 間接補助事業等を行う者をいう。

### (補助の対象等)

第3条 補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びそ

の交付の率又は金額等は、別に定める。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者(以下「申請人」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長会会長(以下「会長」という。)の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(事業を認定するに足る範囲のもの)
- (3) 工事の施行にあつては実施設計書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、当該補助事業等の認定上必要がないと認める場合においては、これを省略することができる。

(交付の決定)

第5条 会長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第6条 会長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で

定める補助金等の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

- 2 間接補助金等の交付を行う補助事業者等は、当該間接補助金等の交付の際に、間接補助事業者等に対し、会長が別に定める条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第7条 会長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助金等交付決定通知書(様式第2号)により申請人に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請人は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から20日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令に基づく会長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(決定内容の変更等)

第10条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助事業等計画変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、あらかじめ

めその承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する予算の変更をするとき。

(2) 補助事業等の内容の変更をするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

2 補助事業者等は、当該補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 第7条の規定は、第1項の承認をした場合に準用する。

(着手届及び完了届)

第11条 補助事業者等は、補助事業等に着手したとき及び当該補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等着手・完了届(様式第4号)を会長に提出しなければならない。ただし、会長が認めた補助事業等については、この限りでない。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等(交付を受ける補助金等が間接補助金等を交付するためのものである場合にあつては、間接補助事業等。以下この条において同じ。)が完了したとき(補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等の実施状況を記載した補助事業等実績報告書(様式第5号)に会長が定める書類を添えて報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第13条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金

等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期)

第14条 補助金等は、補助事業者等が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 会長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は会長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後についても適用する。

3 第7条の規定は、前2項の取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第16条 会長は、前条の規定による補助金等の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対し補助金等返還請求書(様式第8号)により期限を定めてその返還を請求する。

2 会長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、

既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 補助事業者等は、前条第 1 項の規定により、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の最後の受領の日(当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日とし、当該返還に係る補助金等が間接補助金等であり、かつ、当該交付決定の取消しが間接補助事業者等の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該間接補助事業者等が補助事業者等から当該間接補助金等を受領した日とする。)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市長会に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を請求され、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市長会に納付しなければならない。

3 会長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第 18 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を会長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が当該財産に係る補助金等の全部に相当する金額を市長会に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を

勘案して会長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び主要な器具で会長が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要であると認めて定めるもの

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。